

古河市こどもの居場所ネットワーク・とまりぎ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは「古河市こどもの居場所ネットワーク・とまりぎ」(以下、「とまりぎ」という。)と称する。

(目的)

第2条 とまりぎは、古河市内のこどもの居場所づくりに関わる団体、個人、行政等の活動及び協働体制を整備することにより、古河市のこどもが複数の居場所を持ち、市内に多数の居場所がある状況を生み出し、地域におけるこどもの健全な育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 とまりぎは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) こどもの居場所を運営する市内外の個人や団体等の支援
- (2) こどもの居場所の設立を検討する市内外の個人や団体等の支援
- (3) こどもの居場所の周知
- (4) 困難を抱えるこどもの早期発見・早期支援の促進、古河市福祉分野との連携
- (5) その他、とまりぎの目的達成に必要な活動

(事務局)

第4条 とまりぎは、認定 NPO 法人茨城 NPO センター・コモンズ内に事務局を置く。(郵送先住所は茨城県古河市小堤 1796-2 社会福祉法人下総プリンスクラブ白英荘内)

第2章 会員

(種別)

第5条 とまりぎの会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 とまりぎの目的に賛同して入会した、古河市内でこどもの居場所づくりに取り組む、または今後活動を予定している市内外の個人や団体等
- (2) 応援会員 とまりぎの事業を応援するために入会した市内外の個人や団体等

(入会要件)

第6条 とまりぎへ入会できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) とまりぎの目的に賛同し、古河市におけるこどもの居場所づくりの推進に協力すること
- (2) 特定の団体への勧誘目的や営利目的ではないこと

- (3) 政治、宗教に関する行為を主たる目的としないこと
- (4) 暴力団、暴力団員を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。また、反社会的勢力と関わりがないこと
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと
- (6) こどもの居場所づくりにあたって、こどもの安全・安心につながる対策に努めていること

（入会）

第7条 とまりぎへの入会を希望する市内外の個人や団体等は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

2 とまりぎへの入会は、事務局での審査により決定され、随時承認されるものとする。

（会費）

第8条 会費は徴収しない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、いつでも任意に退会することができる。退会を希望する会員は、その旨を事務局に届けるものとする。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会の決議により除名することができる。

- (1) 本規約に違反する行為があった場合
- (2) とまりぎの目的を著しく損なう行為があった場合
- (3) とまりぎ及び会員に対して、誹謗中傷などの行為により運営に支障を生じさせる、又は生じさせる恐れがある場合
- (4) その他、会員として不適当と認められる行為があった場合

第3章 組織

(役員)

第12条 とまりぎに次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副運営委員長 1名
- (3) 運営委員 若干名

(役員を選出)

第13条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第15条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長は、とまりぎを代表し、会務を総理する。
- (2) 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、事務局が実施するとまりぎの事業の助言を行う。

第4章 会議

(総会)

第16条 総会は、年1回以上開催するほか、運営委員長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上から請求があった場合に開催する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び事業計画の承認
- (2) 規約の変更
- (3) 役員を選出及び解任
- (4) その他、とまりぎの運営に関する重要事項

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長、運営委員をもって構成し、必要に応じて開催する。

(運営委員会の議決事項)

第19条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (2) その他、代表が必要と認める事項

第5章 会計

(経費)

第20条 とまりぎの運営に必要な経費は、令和 11 年度まで古河市こどもの居場所支援事業の財源をもつて充てる。

(事業年度)

第21条 とまりぎの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において会員の過半数の同意を得て変更することができる。

(解散)

第23条 とまりぎは、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。

附則

この規約は、令和 7 年 10 月 17 日より施行する。